

会員募集のコーナーを利用してください

問合せ先 市役所秘書広報課 ☎0587(32)1126
ID 1006048

「広報いなざわ」3月号で、会員募集のコーナーを設けます。一緒に活動する仲間を探している方は、利用してください。

掲載基準
*市内の公共施設を主な活動場所としているグループに限る
*営利を目的とする教室などは不可
*宗教・政治活動をするグループは不可

申し込み
1月18日(月)までに、申込用紙に記入の上、持参、FAX (0587(23)1489)、またはメール (kohokaiinbosyu@city.inazawa.aichi.jp) で市役所秘書広報課、支所、市民センターへ(用紙は申込先にあります。市のホームページからダウンロードもできます)

市役所課税課

☎0587(32)1239
ID 1007021

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が一定以上減少した中小事業者などは、令和3年度課税分に限り、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税の特例措置を受けられる場合があります。申告書は、

市役所課税課
☎0587(32)1239
ID 1001082

償却資産申告書の提出を

市のホームページからダウンロードできます。

申告書

市役所課税課

☎0587(32)1205

令和2年中に給料・賃金・報酬・利子・配当などを支払った方は、支払金額の多少にかかわらず、1年間の支払分をまとめた書類を提出してください。

給与支払報告書
提出期限 2月1日(月)提出
提出先 1月1日現在の受給者の住所の市区町村

法定調書
提出期限 2月1日(月)(利)

給与関係書類の提出を

況を2月1日(月)までに申告してください(償却資産の増減がない場合もその旨を申告してください)。

申告書は令和2年12月上旬に送付しました(簡易申告で申告書の送付を希望しなかつた方は除きます)。申告書が届かない場合や新たに申告書が必要となった場合は、問い合わせてください。

市役所課税課
☎0587(32)1193
ID 1001087

市役所課税課

☎0586(72)4331

子・配当などの一部を除く提出・問合せ 一宮税務署

電子データによる支払調書提出の義務化

1月以降に提出する支払調書から、電子申告(e・TAX、市区町村へはe・LTA X)または光ディスクなどによる提出が義務付けられる事業者の範囲が拡大します。

支払調書の種類ごとに、前々年に提出した当該支払調書の枚数が100枚以上(改正前は1000枚以上)の場合、電子データでの提出が必要となります。

給与所得の源泉徴収票を電子データで提出する場合は、市区町村に提出する給与支払報告書も電子データでの提出が義務化されています。詳しくは、国税庁のホームページで確認または一宮税務署へ問い合わせください。

自動車・軽自動車の名義変更・廃車 届出先など

種類	届出・問合せ先	電話番号
普通自動車、小型自動車、250ccを超える二輪の小型自動車	愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所	050(5540)2048
軽二輪 (125ccを超え250cc以下)	軽自動車検査協会 愛知主管事務所 小牧支所	050(3816)1773

市役所課税課

☎0587(32)1193
ID 1001087

自動車・軽自動車の名義変更・廃車の届け出

毎年3月は、車両の名義変更や廃車の届出が集中するため窓口が大変混雑します。混雑緩和のため、可能な場合は早めに手続きを済ませてください。

届出先など 左表

市役所高齢介護課

☎0587(32)1312
ID 1001552

1月~12月に納付した国民健康保険税(国保税)・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、確定申告の際、社会保険料控除として全額を所得税や市・県民税の課税対象の所得から差し引くことができます。

納付済額の確認方法 左表

※特別徴収(年金天引き)された国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、年金受給者本人が納付しているため、配偶者やその他の親族の申告で控除の対象とすることはできません

※国保税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納税・納入通知書に記載された金額は年度単位で算定されていますので、控除の対象となる金額とは異なります

※40歳~64歳の方の介護保険料は、医療保険の保険料(国保の方は国保税)に含まれています。詳しくは、加入している医療保険の担当窓口へ問い合わせください

市役所商工観光課

☎0587(32)1332
ID 1007341

消費生活モニターパネル展

とぎ ①1月20日(水)~31日(日) ②2月3日(水)~14日(日) ③2月17日(水)~26日(金)

とこ ①祖父江の森図書館②中央図書館③市役所市民ホール

内容 コロナ禍における感染対策、歯磨き粉の歴史について

一宮税務署から確定申告に関するお知らせ

問合せ先 一宮税務署 ☎0586(72)4331

新型コロナウイルス感染拡大防止策として、確定申告会場の混雑緩和を図るため、2月1日(月)からの会場への入場には「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は会場当日配付するほか、オンラインで事前に入手することもできます。詳しくは国税庁のホームページで確認してください。

●確定申告会場
一宮地場産業ファッショデザインセンター(一宮市大和町馬引字南正電4-1)

●申告の日程など※1

開設期間 (平日のみ※2)	開設時間	申告の対象
2月1日(月)~15日(月)	午前9時~午後5時	①公的年金を受給している方 ②給与と所得者で住宅借入金等特別控除を初めて申告する方 ③贈与税の申告をする方
2月16日(火)~3月15日(月)		全ての方(主に申告義務のある方)
3月16日(火)~30日(火)		①還付申告を行う、申告義務のない方 ②消費税の申告を行う個人事業主の方

※1...申告と納税の期限:所得税・贈与税は3月15日(月)、消費税は3月31日(水)
※2...2月21日(日)・28日(日)は開設しません

駐車場に限りがあるため、公共交通機関を利用して来場してください

確定申告